

# 令和2(2020)年栃木県春の山火事防止強調運動 実施要領

## 1 目的

山火事多発期にあたり、県民への山火事予防意識の普及啓発を図り、森林の保全と地域の安全に役立てるものとする。

## 2 実施期間

令和2(2020)年3月1日～5月31日

## 3 栃木県山火事防止デー

昭和52年3月15日、当時の黒羽町(現大田原市)・馬頭町(現那珂川町)森林1,518haを焼失した大火を教訓に、二度とこのような大災害に遭うことがないように、山火事予防の徹底を図るため、毎年3月15日を「栃木県山火事防止デー」として、特に重点的に普及啓発運動を実施する。

## 4 実施内容

山火事発生の原因は、たき火、たばこ、火遊び及び火入れ等、ほとんどが人為的なものであるため、次に掲げる事項に重点を置いて普及啓発し、出火防止の徹底を図る。

- (1) 強風や乾燥時及び枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火や喫煙を避けること。
- (2) たき火等の火気を使用する際はその場を離れず、使用後は完全に消火すること。
- (3) たばこは指定された場所で喫煙し、吸い殻は必ず消すとともに、投げ捨てないこと。
- (4) 森林又はその周囲で火入れを行う際は、森林法第21条第1項に基づく市町長の許可を必ず受けること。

## 5 実施方法

- (1) 4に掲げる項目について、市町、森林組合等と協力し、一般住民、農林業関係者等及び治山・林道・森林整備事業者等に対して、広報紙、広報車、ポスター及びその他により、山火事予防意識の周知を図る。
- (2) 森林関係行政機関として山火事発生中に事態を把握できるよう、また必要に応じて消火活動に必要な森林情報の提供を行えるよう、農林業関係者等及び消防関係者等との連絡体制及び連携について確認徹底を図る。

## 6 実施計画書

環境森林事務所長及び矢板森林管理事務所長(以下「所長」という。)は、5に掲げる項目を実施するとともに、次の点に注意して計画を策定し、別紙様式1により令和2(2020)年2月21日(金)までに森林整備課長宛て提出するものとする。

- (1) 連絡体制の確認は、運動期間の初期に終了するものとする。
- (2) 栃木県山火事防止デーの実施においては、市町、森林組合、消防組織等と協力し、重点的に普及啓発活動を行う等、効果的に運動をすすめるものとする。

## 7 実施報告書

所長は、実施状況について、別紙様式2により令和2(2020)年6月12日(金)までに森林整備課長宛て報告するものとする。